

令和二年五月十五日受領
答弁第一八五号

内閣衆質二〇一第一八五号

令和二年五月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員 齊木武志君提出関西電力大飯発電所の定期検査による新型コロナウイルス流行懸念に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員斉木武志君提出関西電力大飯発電所の定期検査による新型コロナウイルス流行懸念に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

政府としては、関西電力株式会社が、大飯発電所三号炉について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の十六第一項の検査を令和二年五月八日から開始する予定としていたが、同月一日に、その開始日を二箇月から三箇月程度延期する予定とした旨を発表したものと承知しており、「五月八日から、関西電力大飯発電所において原子力プラントの定期検査が行われる」ことを前提とするお尋ねにお答えすることは困難である。